

熊本県公報

第 1 1 4 7 7 号
平成 18 年 11 月 8 日 (水)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示

- 指定障害福祉サービス事業者に係る指定事項の変更……………(障害者支援総室) 1
- 保安林の指定に関する予定……………(森林保全課) 2
- "……………(") 2
- 指定居宅サービス事業所の指定 (通所介護)……………(高齢者支援総室) 2
- "……………(介護予防通所介護)……………(") 2
- 生活保護法の規定による介護機関の指定……………(社会福祉課) 3
- 指定居宅サービス事業所の指定 (通所介護)……………(高齢者支援総室) 6
- "……………(介護予防通所介護)……………(") 6
- 障害者自立支援法に基づく事業者の指定……………(障害者支援総室) 6
- "……………(") 6
- 家畜伝染病 (ヨーネ病) の発生……………(畜産課) 6
- 障害者自立支援法に基づく事業者の指定……………(障害者支援総室) 7

公 告

- 県営土地改良事業の工事完了……………(農村計画・技術管理課) 7
- "……………(") 7
- 開発行為工事完了……………(建築課) 7
- 大規模小売店舗立地法に基づく届出……………(商工政策課) 8
- 熊本県ホームページ広告掲載取扱業務……………(広報課) 8
- 争議予告……………(労働雇用総室) 10

訓 令

- 熊本県路線職員服務規程を廃止する訓令……………(道路保全課) 11

登 載 依 頼

- 熊本県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程……………(選挙管理委員会) 11
- 熊本県公職選挙執行規程の一部を改正する規程……………(") 11
- 熊本県警察 IC カード運転免許証追記端末装置等の賃貸借に係る一般競争入札の実施……………(警察本部情報管理課) 12
- 平成 18 年 4 月 19 日から平成 18 年 5 月 30 日までの間に実施した監査の結果に基づく改善措置の公表……………(監査委員事務局) 13
- 第 1 回熊本県少年保護育成条例改正検討委員会の開催……………(交通安全・青少年課) 17
- 捜査取調用パソコン及び関連機器等の借入れに係る一般競争入札参加資格等……………(警察本部情報管理課) 17
- 捜査取調用パソコン及び関連機器等の借入れに係る一般競争入札の実施……………(") 18

告 示

熊本県告示第 1114 号
 障害者自立支援法 (平成 17 年法律第 123 号) 第 46 条の規定により次の指定障害福祉サービス事業者から変更の届出があった。
 平成 18 年 11 月 8 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業者の名称、事業所の名称及び事業の種類	変更があった事項	変更前の内容	変更後の内容	変更年月日
社会福祉法人 やまびこ福祉会 ワークセンターやまびこ 就労継続支援 B 型	事業所の名称	やまびこ共同作業所	ワークセンターやまびこ	平成 18 年 10 月 1 日
有限会社 ファン ライフサポートファン東	事業所の所在地	熊本市榎町 15 番 191 号	熊本市榎町 15 番 186 号	平成 18 年 10 月 1 日

居宅介護			
------	--	--	--

熊本県告示第 1115 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。
平成 18 年 11 月 8 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡高森町大字下切字塩井谷 1019 の 3
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字塩井谷 1019 の 3（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県阿蘇地域振興局並びに高森町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 1116 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。
平成 18 年 11 月 8 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字久石字赤迫 4411 の 20・4411 の 33（以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字赤迫 4411 の 20（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県阿蘇地域振興局並びに南阿蘇村役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 1117 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。
平成 18 年 11 月 8 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
JAやつしろデイサービスセンター花みずき 八代市鏡町両手 73 番地	八代地域農業協同組合	平成 18 年 11 月 1 日

熊本県告示第 1118 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。
平成 18 年 11 月 8 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【介護予防通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
JAやつしろデイサービスセンター花みずき	八代地域農業協同組合	平成 18 年 11 月 1 日

八代市鏡町両手 73 番地

熊本県告示第 1119 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定により、介護機関を次のように指定した。

平成 18 年 11 月 8 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

〔訪問看護〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
百崎内科医院 葦北郡芦北町田浦 806	百崎 末雄 葦北郡芦北町田浦 806	平成 18 年 8 月 1 日

〔認知症対応型通所介護〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
ひろやす荘通所介護事業所 上益城郡益城町安永 756 番地	社会福祉法人慈光会 上益城郡益城町安永 756 番地	平成 18 年 4 月 1 日

〔介護予防訪問介護〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
ヘルパーステーションひまわり 玉名市青木 992 番地	有限会社大山 玉名市青木 992 番地	平成 18 年 4 月 1 日
社会福祉法人愛隣園 愛隣の家訪問 介護事業所 山鹿市津留 2027 番地	社会福祉法人愛隣園 山鹿市津留 1910-1 番地	平成 18 年 4 月 1 日
さくらケアサービス山鹿 山鹿市山鹿 343-4 番地	特定非営利活動法人ウィンディ 21 やまが 山鹿市山鹿 343-4 番地	平成 18 年 4 月 1 日
社会福祉法人煌 介護支援センター ・夢 山鹿市鹿本町中富 87-1	社会福祉法人煌 福岡県博多区博多駅中央街 8 番 36 号博多ビル 7 階	平成 18 年 4 月 1 日
社会福祉法人煌 介護支援センター ・笑 宇城市松橋町松橋 1195 番地	社会福祉法人煌 福岡県博多区博多駅中央街 8 番 36 号博多ビル 7 階	平成 18 年 4 月 1 日
紀水ナーシングホーム指定訪問介護 事業所 合志市竹迫 2224 番地	社会福祉法人学優会 合志市竹迫 2224 番地	平成 18 年 4 月 1 日
厚生ヘルパーステーション 天草市諏訪町 1 番 21 号	医療法人社団平成会 天草市諏訪町 1 番 21 号	平成 18 年 4 月 1 日
ヘルパーステーションはまなす 天草市本渡町本戸馬場 2094 番地 7	有限会社ふれあいサロン・はまなす 天草市本渡町本戸馬場 2094 番地 7	平成 18 年 4 月 1 日
社会福祉法人煌 介護支援センター ・ふたば	社会福祉法人煌 福岡県博多区博多駅中央街 8 番 36 号博多ビル 7 階	平成 18 年 4 月 1 日
みどりの館ヘルパーステーション 阿蘇郡西原村布田 897 番 1	社会福祉法人成仁会 阿蘇郡西原村布田 897 番 1	平成 18 年 4 月 1 日
甲佐町社協介護保険サービスセンタ ー 上益城郡甲佐町岩下 24 番地	社会福祉法人甲佐町社会福祉協議会 上益城郡甲佐町岩下 24 番地	平成 18 年 4 月 1 日

〔介護予防訪問入浴介護〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
紀水ナーシングホーム指定訪問入浴 介護事業所 合志市竹迫 2224 番地	社会福祉法人学優会 合志市竹迫 2224 番地	平成 18 年 4 月 1 日
〔介護予防訪問看護〕		
事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
天草訪問看護ステーション 天草市五和町御領 9093 番地	医療法人一陽会 天草市諏訪町 1 番 21 号	平成 18 年 4 月 1 日
厚生訪問看護ステーション 天草市有明町小島子 1360 番地	医療法人社団平成会 天草市諏訪町 1 番 21 号	平成 18 年 4 月 1 日
百崎内科医院 葦北郡芦北町田浦 806	百崎 末雄 葦北郡芦北町田浦 806	平成 18 年 8 月 1 日
〔介護予防通所介護〕		
事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
社会福祉法人愛隣園 愛隣の家通所 介護事業所 山鹿市津留 2027 番地	社会福祉法人愛隣園 山鹿市津留 1910-1 番地	平成 18 年 4 月 1 日
デイサービスセンター東屋形 荒尾市東屋形二丁目 14-9	医療法人山田クリニック 荒尾市東屋形二丁目 14-9	平成 18 年 4 月 1 日
生き生き介護センターよしだ 玉名市六田 12 番地 2	有限会社吉田メディカル 玉名市六田 12 番地 2	平成 18 年 4 月 1 日
社会福祉法人愛隣園 愛隣の家通所 介護事業所 山鹿市津留 2027 番地	社会福祉法人愛隣園 山鹿市津留 1910-1 番地	平成 18 年 4 月 1 日
紀水ナーシングホーム指定通所介護 事業所 合志市竹迫 2224 番地	社会福祉法人学優会 合志市竹迫 2224 番地	平成 18 年 4 月 1 日
デイサービスセンターはまなす 天草市本渡町本戸馬場 2094 番地 7	有限会社ふれあいサロン・はまなす 天草市本渡町本戸馬場 2094 番地 7	平成 18 年 4 月 1 日
デイサービスふれあいサロン・中島 さんち 天草市亀場町亀川 263-2	有限会社ふれあいサロン・はまなす 天草市本渡町本戸馬場 2094 番地 7	平成 18 年 4 月 1 日
デイサービス百の郷 天草市志柿町 5399 番地 66	有限会社百の郷 天草市志柿町 5399 番地 66	平成 18 年 4 月 1 日
慈晃園デイサービスセンター 天草市佐伊津町 928 番地	社会福祉法人慈雲会 天草市佐伊津町 928 番地	平成 18 年 4 月 1 日
みどりの館デイサービスセンター 阿蘇郡西原村布田 897 番 1	社会福祉法人成仁会 阿蘇郡西原村布田 897 番 1	平成 18 年 4 月 1 日
デイサービスセンター蘇望苑 上益城郡山都町滝上 223-1	社会福祉法人蘇清会 上益城郡山都町滝上 223-1	平成 18 年 4 月 1 日
〔介護予防通所リハビリテーション〕		
事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
百崎内科医院通所リハビリテーショ ン事業所 葦北郡芦北町田浦 806	百崎 末雄 葦北郡芦北町田浦 806	平成 18 年 4 月 1 日
「湯の里」通所リハビリテーショ ンセンター 山鹿市新町 1204 番地	医療法人社団木星会 山鹿市新町 1204 番地	平成 18 年 4 月 1 日
竹島医院通所リハビリテーション	医療法人社団蘇心会	平成 18 年 4 月 1 日

上天草市大矢野町登立 1426 番地 4	上天草市大矢野町登立 1426 番地 4	
ケアセンターあそ 阿蘇市黒川 1484 番地	医療法人社団恒仁会 阿蘇市黒川 1484 番地	平成 18 年 4 月 1 日
厚生デイケアセンター 天草市諏訪町 1 番 21 号	医療法人社団平成会 天草市諏訪町 1 番 21 号	平成 18 年 4 月 1 日
天草厚生病院デイケアセンター 天草市有明町小島子 1360 番地	医療法人社団平成会 天草市諏訪町 1 番 21 号	平成 18 年 4 月 1 日
老人保健施設 おおつかの郷 菊池郡大津町陣内 1165 番地	医療法人田中会 熊本市新市街 7-17	平成 18 年 4 月 1 日

〔介護予防短期入所生活介護〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
社会福祉法人愛隣園 愛隣の家 短期入所生活介護事業所 山鹿市津留 2027 番地	社会福祉法人愛隣園 山鹿市津留 1910-1 番地	平成 18 年 4 月 1 日
紀水ナーシングホーム指定短期入所 生活介護事業所 合志市竹迫 2224 番地	社会福祉法人学優会 合志市竹迫 2224 番地	平成 18 年 4 月 1 日
特別養護老人ホーム慈晃園 天草市佐尹津町 928 番地	社会福祉法人慈雲会 天草市佐尹津町 928 番地	平成 18 年 4 月 1 日
みどりの館短期入所生活介護事業所 阿蘇郡西原村布田 897 番 1	社会福祉法人成仁会 阿蘇郡西原村布田 897 番 1	平成 18 年 4 月 1 日
特別養護老人ホーム蘇望苑 上益城郡山都町滝上 223-1	社会福祉法人蘇清会 上益城郡山都町滝上 223-1	平成 18 年 4 月 1 日

〔介護予防短期入所療養介護〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
市原外科医院 阿蘇市黒川 1484 番地	医療法人社団恒仁会 阿蘇市黒川 1484 番地	平成 18 年 4 月 1 日
老人保健施設 おおつかの郷 菊池郡大津町陣内 1165 番地	医療法人田中会 熊本市新市街 7-17	平成 18 年 4 月 1 日

〔介護予防認知症対応型通所介護〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
ひろやす荘通所介護事業所 上益城郡益城町安永 756 番地	社会福祉法人慈光会 上益城郡益城町安永 756 番地	平成 18 年 4 月 1 日

〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
グループホーム康寿苑 上益城郡嘉島町北甘木 2082 番地	社会福祉法人嘉悠会 上益城郡嘉島町北甘木 2073 番地	平成 18 年 4 月 1 日

〔地域包括支援センター〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
水俣市地域包括支援センター 水俣市牧ノ内 3 番 1 号 水俣市総合 もやい直しセンターもやい館	社会福祉法人水俣市社会福祉協議会 水俣市牧ノ内 3 番 1 号 水俣市総合 もやい直しセンターもやい館	平成 18 年 4 月 1 日
苓北町地域包括支援センター 天草郡苓北町志岐 660 番地	苓北町	平成 18 年 4 月 1 日

熊本県告示第 1120 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 11 月 8 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
グローバルデイサービスセンター 合志市幾久富 1758 番地 198	株式会社彩乃	平成 18 年 10 月 30 日

熊本県告示第 1121 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 11 月 8 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【介護予防通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
グローバルデイサービスセンター 合志市幾久富 1758 番地 198	株式会社彩乃	平成 18 年 10 月 30 日

熊本県告示第 1122 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の規定により指定障害福祉サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 11 月 8 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定障害福祉サービスの種類
あかねクリーン 熊本市戸島西四丁目 3 番 7 号	熊本県精神科病院協同組合 熊本市水前寺六丁目 43 番 7 号 森 裕徳	平成 18 年 11 月 1 日	4312400072	就労継続支援（A 型）
ヘルパーステーションみずたま 熊本市昭和町 3 番 21 号	有限会社 せせらぎ 上益城郡甲佐町白旗 986 番地 高橋 恵子	平成 18 年 11 月 1 日	4312400080	居宅介護

熊本県告示第 1123 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の規定により指定障害福祉サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 11 月 8 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定障害福祉サービスの種類
健味健食園 上益城郡益城町惣領 1530 番地	医療法人 ましき会 上益城郡益城町惣領 1530 番地 犬飼 邦明	平成 18 年 11 月 1 日	4311420030	就労継続支援（B 型）

熊本県告示第 1124 号

家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 13 条第 1 項の規定により、次のとおり家畜伝染病に係る届出があったので、同条第 4 項の規定により公示する。

平成 18 年 11 月 8 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

病名	区分	発生年月日	発生場所	発生頭数	適用
ヨーネ病	患畜	平成 18 年 10 月 24 日	菊池市	1 戸 1 頭	乳用牛

熊本県告示第 1125 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の規定により指定障害福祉サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 11 月 8 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定障害福祉サービスの種類
なごみホームヘルプ事業部 たんとん 熊本県人吉市相良町 6 番地 1	有限会社 なごみ在宅支援 サービス 熊本県人吉市相良町 6 番地 1 宮野 洋至	平成 18 年 10 月 31 日	4310600095	居宅介護

公 告**熊本県公告第 802 号**

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 3 項の規定に基づきこの旨を公告する。

平成 18 年 11 月 8 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農業用排水施設	古川兵戸 井手（菊 池市）	平成 15 年 1 月 23 日	平成 18 年 3 月 17 日	熊本県
農業用排水施設	馬場楠井 手（熊本 市、菊陽 町）	平成 16 年 11 月 11 日	平成 18 年 2 月 20 日	熊本県
区画整理、農業用排水施設	赤北（菊 池市）	平成 10 年 9 月 25 日	平成 18 年 8 月 3 日	熊本県
区画整理	花房北部 （2 工区） （菊池市）	平成 13 年 9 月 11 日	平成 18 年 6 月 22 日	熊本県

熊本県公告第 803 号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 3 項の規定に基づきこの旨を公告する。

平成 18 年 11 月 8 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農業用排水施設、 農業用道路	天明東部 （熊本市）	平成 11 年 12 月 8 日	平成 18 年 7 月 12 日	熊本県

熊本県公告第 804 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 18 年 11 月 8 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
 (2 工区)
 山鹿市杉字永田 1109 番 6、同 1111 番 1、同 1112 番 1、同 1113 番 1 の一部、同 1113 番 4
 及び同 1114 番 2
 2,694.27 平方メートル
 (3 工区)
 山鹿市杉字永田 1113 番 1 の一部、同 1113 番 2 及び同 1114 番 1
 787.91 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 山鹿市杉 1110 番地
 オムロンリレーアンドデバイス株式会社

熊本県公告第 805 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出を縦覧に供する。

平成 18 年 11 月 8 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 さんくす小国店
 阿蘇郡小国町大字宮原 2308
- 2 変更した事項
 大規模小売店舗の名称
 変更前 さんくす小国店
 変更後 サンクスヤ小国店
- 3 変更の年月日
 平成 18 年 11 月 1 日
- 4 変更する理由
 3 種類あった店名を統一
- 5 届出年月日
 平成 18 年 10 月 13 日
- 6 届出の縦覧場所及び縦覧期間
 熊本県商工観光労働部商工政策課及び阿蘇地域振興局総務振興課
 平成 18 年 11 月 8 日から平成 19 年 3 月 8 日まで

熊本県公告第 806 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 18 年 11 月 8 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 委託業務の名称
 熊本県ホームページ広告掲載取扱業務
 - (2) 委託業務の内容
 熊本県ホームページへの有料バナー広告掲載に係る広告の募集等
 - (3) 委託業務の詳細
 入札説明書及び仕様書のとおり
 - (4) 委託期間
 平成 19 年 1 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日まで
 - (5) 入札方法
 - ア 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
 - イ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。
 - ウ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札に参加できる者
 次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
 - (1) 熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、有資格者として営業種目の広報・広告業務（企画・制作）に登録された者であること。
 なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。

- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にとっては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
 - (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にとっては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
 - (4) 6の(4)の入札の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）による指名停止期間中でないこと。
 - (5) 平成18年11月1日現在において、同種の営業を2年以上営んでおり、実績があること。
 - (6) 熊本県内に本店、支店又は営業所を有すること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
- (1) 申請の方法
2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3の(2)の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
 - (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話 096-333-2581
 - (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
4の(1)に記載のとおり
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格確認申請書の提出
- 本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- (1) 提出期間
平成18年11月8日（水）から平成18年11月16日（木）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
 - (2) 提出場所
5に記載のとおり
 - (3) 提出方法
5に記載の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
 - (4) 入札参加資格確認結果の通知
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 5 契約条項を示す場所
- 熊本県総合政策局広報課（県庁行政棟本館4階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話 096-333-2027
- 6 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
5に記載のとおり
 - (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
ア 交付期間
平成18年11月8日（水）から平成18年11月22日（水）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
イ 交付場所
5に記載のとおり
 - (3) 入札説明会の日時及び場所
ア 日時
平成18年11月13日（月）午後2時から
イ 場所
熊本県庁行政棟本館101会議室
 - (4) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時
平成18年11月24日（金）午後2時から
イ 場所
熊本県庁行政棟本館401会議室
 - (5) 入札書の提出方法
6の(4)記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、5に記載の場所に平成18年11月22日（水）までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。
- 7 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。

- (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）の 100 分の 5 以上の金額を 6 の（4）記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- イ 委任状を提出しない代理人のした入札
- ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
- エ 記名押印を欠く入札
- オ 金額を訂正した入札
- カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- キ 明らかに連合によると認められる入札
- ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札
- ケ 2 以上の意思表示をした入札
- コ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格を上回る最高の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (5) 契約の締結
ア 契約書作成の要否
イ 契約の締結期限
落札者決定の日から 14 日以内とする。
ウ 落札者からの契約締結の申出期限
落札者決定の日から 7 日以内とする。
- (6) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
- ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (7) その他詳細は、入札説明書による。

熊本県公告第 807 号

労働関係調整法（昭和 21 年法律第 25 号）第 37 条第 1 項の規定に基づき、熊本県医療労働組合連合会執行委員長から平成 18 年 10 月 30 日付けで次のとおり争議行為を行う旨通知があったので、同法施行令（昭和 21 年勅令第 478 号）第 10 条の 4 第 4 項の規定により公表する。

平成 18 年 11 月 8 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 争議行為の目的

- (1) 生活を守る賃金と雇用確保 大幅一時金獲得、「賃下げ・査定昇給」成果主義賃金導入反対
- (2) 医師・看護師をはじめとする医療労働者の大幅増員 労働条件改善、「合理化」業務委託反対
- (3) 医療・介護・社会保障の拡充、医療保険制度の改悪撤回 安全・安心の医療とゆきとどいた看護の実現
- (4) 国公立・公的・民間医療機関の統廃合など医療供給体制の「再編成・合理化」反

- 対 存続拡充と雇用の確保
- (5) 200 万人以上看護体制を保障する「看護職員需給見通し」の抜本見直し 確立
2 年課程通信制、各県一校の開設と受講の保障、支援措置確立
 - (6) 憲法改悪、国民投票法阻止、教育基本法改悪反対、核兵器廃絶、平和と民主主義
の擁護 消費税など庶民大増税反対
- 2 争議行為の日時
平成 18 年 11 月 10 日より目的を実現するまでの間の連日又は短時間
- 3 争議行為を行う場所
- | | |
|--------------|-------------------------------|
| 特定医療法人芳和会 | くわみず病院 (熊本市神水一丁目 14-41) |
| 特定医療法人芳和会 | 本部事務所 (熊本市神水一丁目 14-41) |
| 特定医療法人芳和会 | 熊本県民医連事務所 (熊本市神水一丁目 14-41) |
| 特定医療法人芳和会 | ぼっぼ保育所 (熊本市水前寺二丁目 20-12) |
| 特定医療法人芳和会 | 平和クリニック (熊本市本荘二丁目 15-18) |
| 特定医療法人芳和会 | 楠クリニック (熊本市龍田五丁目 1-41) |
| 特定医療法人芳和会 | 菊陽病院 (菊池郡菊陽町原水字小中野 5587) |
| 特定医療法人芳和会 | 菊陽ぼっぼ保育所 (菊池郡菊陽町原水字小中野 5587) |
| 特定医療法人芳和会 | 水俣協立病院 (水俣市桜井町二丁目 2-12) |
| 特定医療法人芳和会 | 水俣協立理学クリニック (水俣市桜井町二丁目 2-11) |
| 特定医療法人芳和会 | 八代中央クリニック (八代市永碓町 1361) |
| 特定医療法人芳和会 | 天草ふれあいクリニック (天草市本渡町本戸馬場 2984) |
| 有限会社健康共同ファルマ | ひまわり薬局 (熊本市神水一丁目 21-16) |
| 有限会社健康共同ファルマ | コスモス薬局 (熊本市龍田五丁目 1-45) |
| 有限会社健康共同ファルマ | さくら薬局 (水俣市桜井町二丁目 2-14) |
| 有限会社健康共同ファルマ | たんぼぼ薬局 (菊池郡菊陽町原水字小中野 5587) |
| 特定医療法人ピネル会 | ピネル記念病院 (熊本市佐土原一丁目 8-33) |
- 4 争議行為の種類
救急外来患者及び入院中の重症患者のために最低必要な保安要員若干名を除く全組合員又は一部組合員によるストライキ、その他すべての争議行為

訓 令

熊本県訓令第 51 号

土木部
各地域振興局
熊本土木事務所

熊本県路線職員服務規程を廃止する訓令を次のように定める。
平成 18 年 11 月 8 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県路線職員服務規程を廃止する訓令
熊本県路線職員服務規程 (昭和 26 年熊本県訓令第 704 号) は、廃止する。

附 則
この訓令は、平成 18 年 11 月 8 日から施行する。

登載依頼

熊本県選挙管理委員会告示第 49 号

熊本県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程を次のとおり定める。
平成 18 年 11 月 8 日

熊本県選挙管理委員会
委員長 岩 尾 映 二

熊本県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程
熊本県選挙管理委員会規程 (昭和 51 年熊本県選挙管理委員会告示第 6 号) の一部を次のように改正する。

別表第 1 番号 8 の項目中「身体障害者更生援護施設」を「身体障害者支援施設」に改める。

附 則
この規程は、告示の日から施行する。

熊本県選挙管理委員会告示第 50 号

熊本県公職選挙執行規程の一部を改正する規程を次のとおり定める。
平成 18 年 11 月 8 日

熊本県選挙管理委員会

委員長 岩 尾 映 二

熊本県公職選挙執行規程の一部を改正する規程
熊本県公職選挙執行規程（平成 12 年選挙管理委員会告示第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 30 条中「身体障害者更生援護施設」を「身体障害者支援施設」に改める。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

熊情管公告第 2412 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 18 年 11 月 8 日

熊本県警察本部長 樋 口 眞 人

1 競争入札に付する事項

(1) 借入物品及び数量

熊本県警察 IC カード運転免許証追記端末装置等 一式

(2) 借入物品の規格及び品質等

入札説明書及び要求仕様書による。

(3) 借入期間

平成 19 年 1 月 1 日から平成 23 年 12 月 31 日まで

(4) 納入期限

平成 18 年 12 月 28 日（木）

(5) 納入場所

要求仕様書による。

(6) 入札方法

ア 入札金額は、賃借料 1 月当たりの借入代金とする。見積りに当たっては、60 月賃借料率で計算すること。

イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札説明書及び要求仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。

エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

2 入札に参加できる者

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

(1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号）による審査のうえ、有資格者として営業種目リース・レンタル（取扱業種 OA 機器類）に登録された者であること。

(2) (1) に掲げる入札参加資格を有する者で、競争入札参加資格確認申請書及び入札対象機種審査申請書を平成 18 年 11 月 22 日（水）午後 5 時 30 分までに 3 の場所に提出し、審査を受け、承認を受けたことを証明する書類を提出した者であること。

(3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。

(4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。

(5) 4 の (3) の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）による指名停止期間中でないこと。

3 契約条項を示す場所

熊本県警察本部警務部情報管理課電算システム開発係（熊本県警察本部庁舎 4 階）

郵便番号 862-8610 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号

電話番号 096-381-2048

4 入札手続等

(1) 入札に関する事務を担当する部局の名称

3 に記載のとおり

(2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所

ア 交付期間

平成 18 年 11 月 8 日（水）から平成 18 年 11 月 21 日（火）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。

イ 交付場所

3 に記載のとおり

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成 18 年 11 月 29 日（水）午後 2 時から

- イ 場所 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本市警察本部庁舎 2 階 201 会議室
- (4) 入札書の提出方法
4 の (3) に記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、3 に記載の場所に平成 18 年 11 月 28 日 (火) までに必着するよう郵送 (書留郵便に限る。) すること。
- 5 その他
- (1) 入札及び契約手続き等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積った 1 月あたりの金額に借入期間月数 (60 月) を乗じた額の 100 分の 5 以上の金額を 4 の (3) 記載の日時までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき (その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)
- (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- イ 委任状を提出しない代理人のした入札
- ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
- エ 記名押印を欠く入札
- オ 金額を訂正した入札
- カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- キ 明らかに連合によると認められる入札
- ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札
- ケ 2 以上の意思表示をした入札
- コ 民法 (明治 29 年法律第 89 号) 第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定の方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (5) 最低制限価格
無
- (6) 契約の締結
- ア 契約書作成の要否
要
- イ 契約の締結期限
落札者決定の日から 14 日以内とする。
- ウ 落札者からの契約締結の申出期間
落札者決定の日から 7 日以内とする。
- (7) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額 (1 月当たりの賃貸料) に借入期間月数 (60 月) を乗じた額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならぬ。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
- ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき (その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)
- (8) その他詳細は入札説明書による。

熊本県監査委員公告第 19 号

平成 18 年 4 月 19 日から平成 18 年 5 月 30 日までの間に実施した監査の結果に基づく改善措置を、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 199 条第 12 項の規定により、次のとお

り公表する。
平成 18 年 11 月 8 日

熊本県監査委員 高月 宗 秀 暁
同 同 待 孝 一
同 同 口 博 己
同 同 馬 場 博 志

監査対象機関等	監査執行年月日	報告公表年月日
健康福祉部福祉総合相談所	平成 18 年 5 月 12 日	平成 18 年 7 月 12 日
<p>(指摘事項)</p> <p>身体障害者手帳の発行事務について、処理日数が約 1 年半を要しているものがあるなど、行政手続条例に基づき県が定めた標準処理日数を超えるものがかかり見受けられた。手帳交付の遅延は身体障害者自身の不利益に帰することから、条例の趣旨を踏まえ、事務処理期間の短縮に努めること。</p>		
<p>(改善措置)</p> <p>平成 17 年度の申請件数は、対前年度比 120% と増加した。このうち 4 月から 9 月の半年間に再交付申請は対前年度比 156% と大幅に増加した。その増加原因は身体・知的・精神の 3 障害の手帳デザインが平成 17 年 4 月に統一されたことによるものである。</p> <p>このように短期間に交付申請が集中したことにより標準処理日数を超過する件数も増加することとなったものである。また、最長日数を要した件については、申請に添付された診断書に不備があり申請者に診断書の再提出を求めていることによるものである。</p> <p>身体障害者手帳については、平成 17 年 4 月に事務を県本庁から福祉総合相談所に移管し、手帳交付事務のみを専門的に行う体制を整え、判断困難事例を審査する障害程度審査委員会を設置し、町村分については県福祉事務所の書類経由を廃止するなどの事務見直しを行った。</p> <p>(標準処理日数を超えた件数は、4 月～8 月は 701 件 (月平均 140.2 件) であったものが、9 月～3 月は 141 件 (月平均 20.1 件) に改善されている。今後とも交付期間の短縮を目指してなお一層事務の改善に努めてゆきたい。)</p>		

監査対象機関等	監査執行年月日	報告公表年月日
健康福祉部福祉総合相談所	平成 18 年 5 月 12 日	平成 18 年 7 月 12 日
<p>(指導事項)</p> <p>(1) 平成 17 年度末の未収金 50,214,566 円 (児童保護費負担金 49,410,566 円、こども総合療育センター負担金 804,000 円) について、改善が見られるものの、引き続きその解消に努めること。</p> <p>(2) 児童保護費負担金について、納入期日に至っていない負担金を納入者の希望に応じて受け取り、現金出納簿で預かり金として処理 (通帳保管) するなど、取り扱いが不適切である。会計規則に則った適切な事務処理に努めること。</p>		
<p>(改善措置)</p> <p>(1) 滞納者の多くが、生活困窮家庭や複雑な家庭問題を抱えている場合等が多く、未収金徴収に苦慮しているところであるが、前年度に引き続き所内 (総務課と児童相談課) に負担金徴収チームを編成し、更に未収金徴収の強化に努める。</p> <p>平成 18 年度の主な取り組みは次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・滞納の防止対策として、措置時に負担金に関する趣旨説明の徹底を図る。 ・徴収専門員による、電話・訪問等によるきめ細かな納入指導を行う。 ・毎月、滞納金納入指導計画を作成し、定期的な電話や訪問等による督促活動を行う。 ・年に 3 回 (4 月～5 月、11 月～12 月、2 月～3 月) 徴収強化月間を設け、訪問徴収を重点的に実施する。 <p>(2) 今回、現金出納簿による預かり金としての処理は廃止し、会計規則に則った事務処理に改めた。</p> <p>(納入者から、年に数回、賞与などまとまった収入があった時に、2~3 ヶ月分をまとめて、現金や現金書留により送金される事があった。</p> <p>これに対して、滞納者が多く未収金対策で苦慮している中、せっかく納入意志がある時に、受け取りを拒否することは、その後の滞納に繋がりがかねないこと、また、これまで築き上げた納入者との信頼関係面等を考慮し、現金出納簿による預かり金として処理してきたところである。</p> <p>しかしながら、今回、当該納入者に対して、事情を説明し、その都度集金に伺うことで了解を得たところである。)</p>		

監査対象機関等	監査執行年月日	報告公表年月日
健康福祉部少子化対策課・保育大学校	平成 18 年 5 月 30 日	平成 18 年 7 月 12 日
(指摘事項) 平成 17 年度授業料減免について、申請から決定まで約 1 年を要しているものがあつた。授業料減免措置の趣旨が十分生かされるよう、早期適切な事務処理に努めること。		
(改善措置) 平成 17 年度授業料減免については、取扱要項の改正等について検討していたため、減免決定が年度末に至つたものである。今後は減免申請者に与える影響を考慮し、遅滞なく適切な事務処理を行うこととした。 (平成 18 年度授業料減免については、6 月中に 1 件の申請があり、7 月 14 日付けで決裁、同日付けで本人への減免通知を送付済み。)		

監査対象機関等	監査執行年月日	報告公表年月日
こども総合療育センター	平成 18 年 5 月 23 日	平成 18 年 7 月 12 日
(指摘事項) 使用料（診療費）の窓口収納につき、会計規則に沿つた収納委託手続きをすることなく、私人（診療報酬請求事務受託事業者）に事務を行わせているのは不適切であるので改善すること。		
(改善措置) 使用料（診療費）の窓口収納については、会計規則に沿つて会計職員により行うとともに、診療報酬請求業務委託契約書に係る仕様書を見直すこととした。 (会計規則に沿つた取扱いに改善された。)		

監査対象機関等	監査執行年月日	報告公表年月日
商工観光労働部計量検定所・商工政策課	平成 18 年 4 月 25 日	平成 18 年 7 月 12 日
(指導事項) 計量器の現地出張検定に係る出張旅費相当額の徴収について、現行の取扱いは以下の 3 点において、条例（手数料条例、収入証紙条例）の規定との不一致がある。 ① 収入科目を「手数料」とすべきところを、「雑入」としている。 ② 申請時に徴収すべきところを、旅行完了後に徴収している。 ③ 収入証紙で徴収すべきところを、納入通知書により納入させている。 事務の実態を十分踏まえた上で、規定と事務処理の不整合解消を図ること。		
(改善措置) 定期監査において、指導を受けた後、実態等を十分検討した結果、条例に規定された事務処理で実務上問題がないことが確認されたので、規定上の事務処理と一致するよう事務処理を改善した。 なお、改善にあつて業者等への説明が必要であつたことから、計量検定所が 6 月に 3 回に分けて説明会を実施した。説明の結果、業者等の了解も得られたことから、平成 18 年 7 月 1 日申請分から、計量器の現地出張検定に係る出張旅費相当額は、手数料として、申請時に収入証紙で徴収されている。		

監査対象機関等	監査執行年月日	報告公表年月日
農林水産部熊本農政事務所	平成 18 年 5 月 25 日	平成 18 年 7 月 12 日
(指摘事項) 公用車による職員の交通事故が 3 件発生（人身事故 1 件を含む。）している。そのうち 2 件については、県の全面的過失によるものとなっている。従来の安全運転の励行啓発にとどまらず、新たな視点でのより実効性が期待できる手法を工夫して、事故撲滅に向けて取り組むこと。		
(改善措置) 第 1 意識啓発について 1 交通安全研修の実施 交通安全の日（毎月 20 日）に、職員自らを講師として全職員を対象に研修を行い、交通安全に関する知識の取得と意識の向上を図りました。 (交通安全意識の向上が図れました。)		

第 2 運転時の安全対策について

1 安全確認等の徹底

運転時は、信号、左右確認等の安全確認行為を声を出して行い、同乗者には、車間距離、歩行者等への安全確保等について、運転者に対する注意喚起を行わせています。また、公用車については、昼間のヘッドライト点灯を励行させています。

2 適度な休憩の取得

昨年の重大事故はいずれも帰庁時であったことから、特に業務を終えてからの運転時には、適度な休憩を取るよう徹底しました。

(公用車等運転中の安全確保が向上しました。)

監査対象機関等	監査執行年月日	報告公表年月日
農林水産部熊本農政事務所	平成 18 年 5 月 25 日	平成 18 年 7 月 12 日
(指導事項) 農業改良資金貸付金償還金の未収金(平成 17 年度末現在 1,250,000 円)について、改善が見られるものの、引き続きその解消に努めること。		
(改善措置) ・平成 18 年 6 月 15 日に電話及び自宅訪問による償還金の督促を行った。(平成 18 年 6 月 26 日に 2 万円償還された。) ・平成 16 年 4 月 19 日に月々 2 万円ずつ償還する旨の誓約を頂いていたが、今年 2 月から 3 ヶ月間償還がなかったため、未償還月分について償還していただくために、平成 18 年 7 月 10 日及び 11 日に電話による督促を行った。 ・平成 18 年 7 月 21 日に連帯債務者に来庁していただき、毎月の償還日と償還額について協議を行った。この結果、償還日については毎月 10 日とし、償還額については、月々 5 万円ずつ償還するという旨の誓約をいただいた。(平成 18 年 8 月 10 日に 5 万円償還された。平成 18 年 9 月 11 日に 5 万円償還された。)		

監査対象機関等	監査執行年月日	報告公表年月日
土木部三角港管理事務所・港湾課	平成 18 年 4 月 20 日	平成 18 年 7 月 12 日
(指摘事項) 港湾用地内の不法占用物件について老朽化が進んでいる。安全管理の面のみならず、港湾用地の有効利用という見地からも、撤去の方策等について関係機関と協議しながら、早急に必要な措置を講じること。		
(改善措置) 残存物件を所有している三星商会(株)が倒産し、現在、清算人死亡のため、物件撤去の交渉の相手方が不在の状況である。 撤去の諸手続を進める前提として、財産の処分権を持つ清算人の存在が不可欠であるため、現在、裁判所による清算人選任の申請を行うにあたり必要となる推薦弁護士の選定を私学文書課と協議を行っているところである。 (清算人が選定されれば、清算人の残余財産の処分の一環として、残存物件の撤去が可能と思われる。)		

監査対象機関等	監査執行年月日	報告公表年月日
土木部三角港管理事務所	平成 18 年 4 月 20 日	平成 18 年 7 月 12 日
(指摘事項) 港湾施設使用料等の未収金(平成 17 年度末現在 6,767,340 円)について、引き続きその解消に努めること。また、当該使用の許可申請から使用料の納入までの事務の流れの適正化を行い、その早急な改善に努めること。		
(改善措置) 港湾施設使用料等の未収金 H17 年度末 6,767,340 円のうち、5,392,752 円は収納済み。残額 1,374,588 円については引き続き、臨戸等により督促を行っている。(H18.8.1 現在) また、申請書提出遅れの許可分については早期提出を指導するなど、許可事務の適正化を図っている。		

熊本県少年保護育成条例改正検討委員会公告第 1 号

第 1 回熊本県少年保護育成条例改正検討委員会の会議を次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成 18 年 10 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開催日時
平成 18 年 11 月 13 日（月）
午後 2 時 30 分から午後 4 時 30 分まで
- 2 開催場所
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県庁行政棟本館 13 階「展望会議室」
- 3 議題
(1) 熊本県少年保護育成条例の改正の必要性について
(2) 熊本県少年保護育成条例の改正案について
(3) その他
- 4 傍聴者の定員
10 人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県環境生活部交通安全・青少年課青少年班
(電話 096-333-2294)

熊本県警察本部告示第 10 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成 18 年 11 月 8 日

熊本県警察本部長 樋 口 眞 人

- 1 借入物品及び数量
捜査取調用パソコン及び関連機器 一式
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
(1) 申請の方法
2 に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3 の（2）の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
(2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館 2 階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話 096-383-1111 内線 6350 ダイヤルイン 096-333-2581
(3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
平成 18 年 11 月 8 日（水）から平成 18 年 11 月 29 日（水）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
(4) 資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
(5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成 20 年 9 月 30 日までとする。
(6) 有効期間の更新手続
前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成 20 年 7 月 1 日から平成 20 年 7 月 31 日まで行う。

熊情管公告第 2414 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 18 年 11 月 8 日

熊本県警察本部長 樋口 眞人

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 借入物品及び数量
捜査取調用パソコン及び関連機器 一式
 - (2) 借入物品の規格及び品質等
入札説明書及び要求仕様書による。
 - (3) 借入期間
平成 19 年 1 月 1 日から平成 23 年 12 月 31 日まで
 - (4) 納入期限
平成 18 年 12 月 28 日 (木)
 - (5) 納入場所
要求仕様書による。
 - (6) 入札方法
 - ア 入札金額は、賃借料 1 月当たりの借入代金とする。見積りに当たっては、60 月賃借料率で計算すること。
 - イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。) をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ウ 入札説明書及び要求仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得 (昭和 39 年熊本県告示第 420 号) の規定を準用する。
 - エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札に参加できる者
次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
 - (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱 (平成 18 年熊本県告示第 521 号) による審査のうえ、有資格者として営業種目リース・レンタル (取扱業種 OA 機器類) に登録された者であること。
 - (2) 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
 - (3) 民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
 - (4) 5 の (3) の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領 (平成 14 年熊本県告示第 811 号) による指名停止期間中でないこと。
- 3 入札対象機種審査申請書の提出
本競争入札に参加を希望する者は、入札対象機種審査申請書及び納入しようとする物品の仕様を示す書類を、平成 18 年 12 月 4 日 (月) 午後 5 時までに熊本県警察本部警務部情報管理課へ提出し、審査を受け、承認を受けること。
- 4 契約条項を示す場所
熊本県警察本部警務部情報管理課電算システム運用第二係 (熊本県警察本部庁舎 4 階)
郵便番号 862-8610 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話番号 096-381-2048
- 5 入札手続等
 - (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
4 に記載のとおり
 - (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
 - ア 交付期間
平成 18 年 11 月 8 日 (水) から平成 18 年 11 月 29 日 (水) までの日 (県の休日を除く。) 午前 9 時から午後 5 時までとする。
 - イ 交付場所
4 に記載のとおり
 - (3) 入札及び開札の日時及び場所
 - ア 日時 平成 18 年 12 月 18 日 (月) 午後 2 時から
 - イ 場所 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県警察本部庁舎 4 階 OA 研修室
 - (4) 入札書の提出方法
5 の (3) に記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、4 に記載の場所に平成 18 年 12 月 17 日 (日) までに必着するように郵送 (書留郵便に限る。) すること。
- 6 その他
 - (1) 入札及び契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
 - (2) 入札保証金

- 入札に参加しようとする者は、見積った 1 月当たりの金額に借入期間月数(60 月)を乗じた額の 100 分の 5 以上の金額を 5 の (3) 記載の日時までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)
- (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
イ 委任状を提出しない代理人のした入札
ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
エ 記名押印を欠く入札
オ 金額を訂正した入札
カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
キ 明らかに連合によると認められる入札
ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札
ケ 2 以上の意思表示をした入札
コ 民法(明治 29 年法律第 89 号)第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定の方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (5) 最低制限価格
無
- (6) 契約の締結
ア 契約書作成の要否
要
イ 契約の締結期限
落札者決定の日から 14 日以内とする。
ウ 落札者からの契約締結の申出期限
落札者決定の日から 7 日以内とする。
- (7) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額(1 月当たりの賃貸料)に借入期間月数(60 月)を乗じた額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき(その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)
- (8) その他詳細は入札説明書による。
- (9) この調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 Summary

- (1) Name and quantity of commodity:
A set of personal computers for Kumamoto Prefectural Police (one set) .
- (2) Deadline for supply of items:
December 28th,2006
- (3) Date and place to submit bidding:
December 18th,2006,2:00p.m.
Kumamoto Prefectural Police
4th floor OA training Room
6-18-1 Suizenji,Kumamoto city,Kumamoto prefecture
862-8610 Japan
- (4) Deadline to submit bidding proposal by mail(Registered only):
December 17th,2006,5:00p.m.

- (5) Language and currency to be use for bidding:
Japanese language and currency only
- (6) Name of the department to be contacted with regard to this contract:
Kumamoto Prefectural Police
Police Administration Department
Information Management Division
6 - 18 - 1 Suizenji, Kumamoto city, Kumamoto prefecture
862 - 8610 Japan
Tel. 096 - 381 - 2048